平成２６年（フ）第８０９１号
東京都府中市若松町４丁目24―２―２Ｆ
債務者　鬼塚　豊子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０９２号
神奈川県藤沢市片瀬５丁目８―21―101
債務者　鬼塚　洋行
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０９３号
埼玉県草加市金明町246―７　フレンドリー２階
債務者　林　　浩明
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０９４号
東京都江東区大島１丁目15―２―201
債務者　清水　俊明
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０９５号
東京都江東区亀戸７丁目52―１―101
債務者　小野　翔大
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０９６号
東京都台東区寿３丁目16―７―1101
債務者　関　由美子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４７号
横浜市西区西戸部町２丁目192番地17
債務者　勅使河原理恵
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１１３号
東京都板橋区南町49―３―201
債務者　湯目　大輔
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５号
北海道上川郡新得町栄町123番地１
債務者　奥山　直子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

免責許可決定

平成２６年（フ）第８３号
長野県塩尻市大字広丘吉田3130番地
破産者　上條　直之
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第９０号
長野県塩尻市大門五番町６番５号
破産者　竹原亜由美
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１０１号
長野県塩尻市大字広丘吉田878番地11　フレグランスロジュマン90―101号
破産者　坂上由紀雄
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２０７号
岐阜市今嶺１丁目８番８―202号　コーポラス戸崎２
破産者　中島　正智
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１２９号
静岡県伊東市赤沢380番地の52　あかざわ恒陽台Ｏ―46、前住所神奈川県三浦市南下浦町上宮田3439番地３　サンコートマホロバ１―1502
破産者　林　　昌司
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原3007番地
破産者　井上　克代
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第２０号
三重県尾鷲市矢浜１丁目５番８号
破産者　水口　篤典
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第２１号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島2507番地46
破産者　竹本　弘信
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第２２号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島2507番地46
破産者　竹本　有紀
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第６４４号
岡山市北区平野512番地１　ハイムデアフロイデⅡ―102号
破産者　川出久美子
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５９号
岡山市南区藤田675番地９　２、旧住所岡山県玉野市宇藤木550番地21
破産者　長曽我部守
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９号
岡山市南区泉田３丁目６番20―６号　エントピア芳泉Ｂ201
破産者　脇本　愛美
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部